

福岡県公報

令和 8 年 3 月 10 日
第 677 号

目 次

告 示 (第142号 - 第154号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下 水 道 課) …………… 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 4
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 6

公 告

○令和 7 年度福岡県ふく処理師試験の合格者の発表	(生活衛生課) …………… 7
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) …………… 7
○一般競争入札の実施	(保護・援護課) …………… 8
○意見募集の結果の公示	(高齢者地域包括ケア推進課) …………… 12
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) …………… 12
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) …………… 12
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) …………… 14

○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) …………… 14
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) …………… 15
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 16
○土地収用法に基づく土地の立入りの許可	(用 地 課) …………… 16

公安委員会

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部運転免許試験課) …………… 16
○技能検定員審査の実施	(警察本部運転免許試験課) …………… 16

警察本部

○筑豊自動車運転免許試験場技能試験コースの使用許可手続等に関する規程の一部を改正する告示	(警察本部運転免許試験課) …………… 18
--	------------------------

告 示

福岡県告示第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和3年2月福岡県告示第149号字美須恵都市計画下水道事業須恵公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和 8 年 3 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
須恵町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
字美須恵都市計画下水道事業須恵公共下水道
- 3 事業施行期間
平成 2 年 12 月 26 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
令和 3 年 2 月福岡県告示第 149 号の事業地中

糟屋郡須恵町大字植木字長谷、字ヒハノ原、字寺浦、字立頭、字外園、字内原、
 字下小川原、字草切原、字相徳、字松浦及び字白石地内の各一部
 大字旅石行瀬地内全部
 大字旅石字河原、字八反ヶ坪、字松本、字原中及び字大福地内の各一部
 大字須恵字ヨモキ、字下の前及び字原口地内の各一部
 大字上須恵字桜原地内の一部
 大字新原字道路谷、字前田及び字仏道地内の各一部
 大字佐谷字ツル、字立毛、字石原、字上の原、字鳴原及び字田床地内の各一部において事業地を変更する。

(2) 使用の部分
 なし

福岡県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する

令和8年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	柳瀬線 筑後線	筑後市大字新溝 525 番 1 先から 筑後市大字新溝 254 番 1 先まで

福岡県告示第144号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（令和3年3月福岡県告示第326号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用

する同条第4項の規定により公示する。

令和8年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
赤藪谷川－1	朝倉郡東峰村大字小石原鼓（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
赤藪谷川－2	朝倉郡東峰村大字小石原鼓（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
示上谷川－1	朝倉郡東峰村大字小石原鼓（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
門ノ谷川	朝倉郡東峰村大字小石原鼓（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
鶴(2)－3	朝倉郡東峰村大字小石原鼓（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から5までは省略し、その図面を東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第145号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（令和3年3月福岡県告示第327号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
赤藪谷川－1	朝倉郡東峰村大字小石原鼓（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
赤藪谷川－2	朝倉郡東峰村大字小石原鼓（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり

示上谷川－ 1	朝倉郡東峰村大字小石原鼓（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 3 に記載する表のとおり
門ノ谷川	朝倉郡東峰村大字小石原鼓（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 4 に記載する表のとおり
鶴(2)－3	朝倉郡東峰村大字小石原鼓（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 5 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 から 5 までは省略し、その図面を東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第146号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（令和3年3月福岡県告示第332号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
伊王寺－1 －1	朝倉郡東峰村大字宝珠山（別紙図面 6 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
福井屋敷－ 1	朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面 7 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 6 は省略し、その図面を東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。別紙図面 7 は省略し、その図面を東峰村役場及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第147号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（令和3年3月福岡

県告示第333号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
伊王寺－1 －1	朝倉郡東峰村大字宝珠山（別紙図面 6 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 6 に記載する表のとおり
福井屋敷－ 1	朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面 7 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 7 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 6 は省略し、その図面を東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。別紙図面 7 は省略し、その図面を東峰村役場及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第148号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和8年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
赤藪谷川－ 1	朝倉郡東峰村大字小石原鼓（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	土石流
赤藪谷川－ 2	朝倉郡東峰村大字小石原鼓（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	土石流
示上谷川－ 1	朝倉郡東峰村大字小石原鼓（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	土石流

門ノ谷川	朝倉郡東峰村大字小石原鼓（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	土石流
鶴 - 2	朝倉郡東峰村大字小石原鼓（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
伊王寺 - 1	朝倉郡東峰村大字宝珠山（別紙図面 6 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
福井屋敷 - 1	朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面 7 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から 6 までは省略し、その図面を東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。別紙図面 7 は省略し、その図面を東峰村役場及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第149号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 8 年 3 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鶴 - 2	朝倉郡東峰村大字小石原鼓（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 5 に記載する表のとおり
伊王寺 - 1	朝倉郡東峰村大字宝珠山（別紙図面 6 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 6 に記載する表のとおり
福井屋敷 - 1	朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面 7 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 7 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 5 及び 6 は省略し、その図面は東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。別紙図面 7 は省略し、その図面を東峰村役場及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第150号

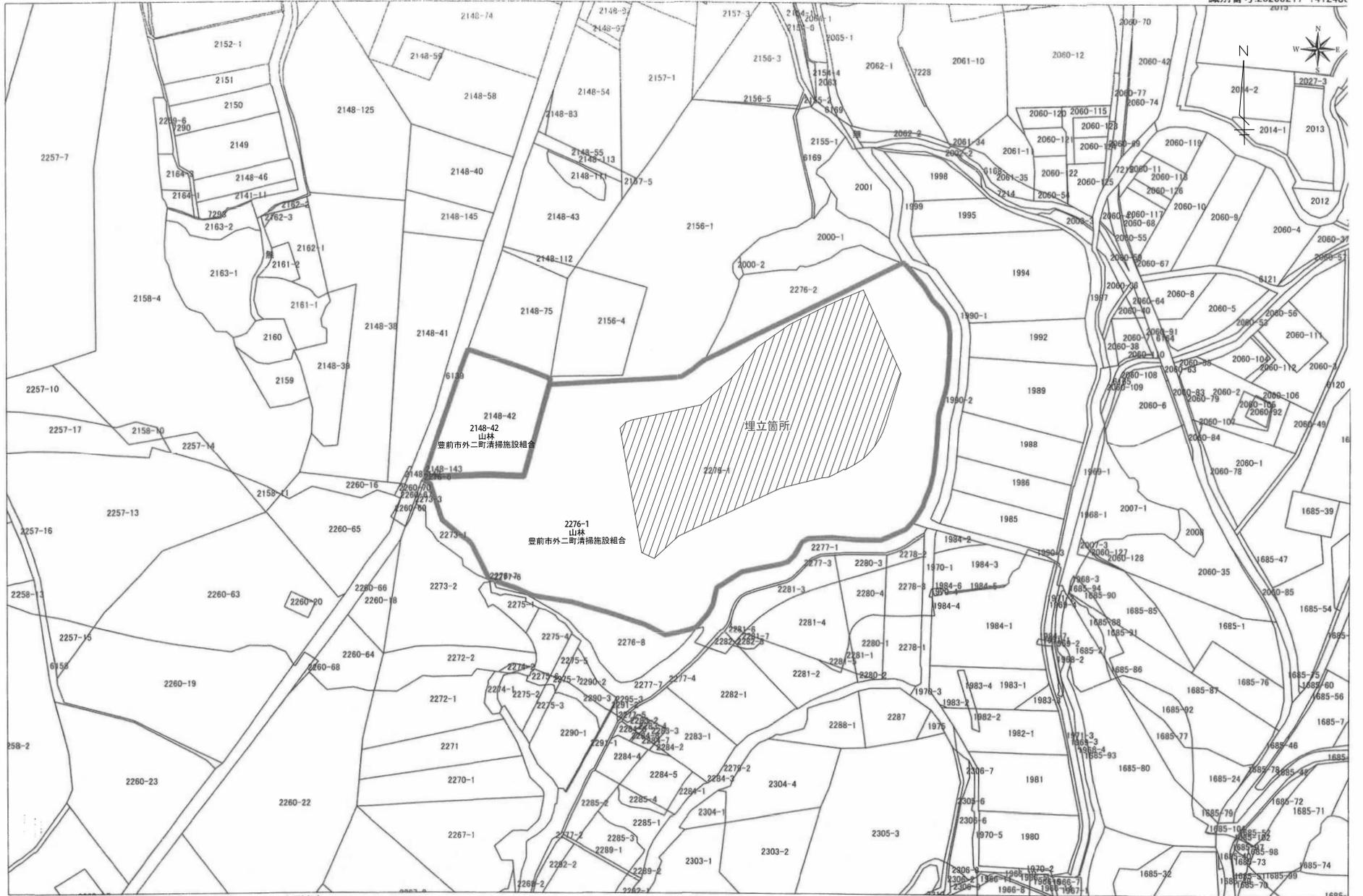
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

令和 8 年 3 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定する区域
 築上郡上毛町大字下唐原2276番1のうち、別紙に斜線で示された部分に該当する区域
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分
 法第9条の3第11項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場に係る埋立地

識別番号:20260217-1412406



確認図
1:1727

印刷日時:2026/02/17 14:12:40
0 10 2030m

印刷者名: zeimu

この図面は参考図として作成したものであり
権利関係には使用できません。

福岡県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	新吉富 豊 前 線	前	築上郡上毛町大字吉岡332番2先から 築上郡上毛町大字吉岡187番5先まで	9.8 ～ 25.0	199.5
			後	築上郡上毛町大字吉岡332番2先から 築上郡上毛町大字吉岡187番5先まで	9.5 ～ 25.0	199.5

福岡県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	新吉富 豊 前 線	築上郡上毛町大字吉岡 332 番 2 先から 築上郡上毛町大字吉岡 187 番 5 先まで

福岡県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
京 築	県 道	吉富港 線	前	築上郡吉富町大字小 犬丸469番2先から 築上郡吉富町大字広 津460番1先まで	6.4 ～ 21.3	1,306.8	うち県道中 津吉富線重 用延長227.8 メートル
			前	築上郡吉富町大字広 津1224番1先から 築上郡吉富町大字広 津460番1先まで	11.5 ～ 51.0	1,638.0	うち県道中 津豊前線重 用延長807.3 メートル
			後	築上郡吉富町大字小 犬丸469番2先から 築上郡吉富町大字広 津460番1先まで	6.4 ～ 21.3	1,306.8	うち県道中 津吉富線重 用延長227.8 メートル
			後	築上郡吉富町大字広 津1205番1先から 築上郡吉富町大字広 津460番1先まで	11.5 ～ 61.3	1,585.0	うち県道中 津豊前線重 用延長807.3 メートル

福岡県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間

京 築	吉富港 線	築上郡吉富町大字広津 1205 番 1 先から 築上郡吉富町大字広津 460 番 1 先まで
-----	-------	---

公 告

公告

令和 7 年度福岡県ふぐ処理師試験（令和 8 年 2 月 10 日実施）の合格者を次のように発表する。

令和 8 年 3 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

合格者受験番号

2	26	43	62	71	89
3	30	44	63	72	90
10	31	45	65	73	92
14	32	46	66	74	93
16	34	49	67	84	96
18	35	55	68	85	
21	36	58	69	86	
23	39	60	70	88	

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 8 年 3 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
福岡県生活保護標準準拠システム構築業務委託
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条
 - オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
 - カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - ク 消費税及び地方消費税に未納のある者
 - ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金

- エ 流動比率
オ 経営年数
カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
ケ 営業概要表（様式第5号）
コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
タ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和8年4月13日（月曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年10月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける業務委託契約について、次のとおり一般競争入

札に付します。

令和 8 年 3 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約の名称

福岡県生活保護標準準拠システム構築業務委託

(2) 契約内容及び仕様等

入札説明書による。

なお、本入札は、次年度当初予算成立を前提とした年度開始（予算成立）前からの準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

福岡県福祉労働部保護・援護課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加者資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月福岡県告示第 244 号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 8 年 5 月 13 日（水）現在において次の条件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者であること。

大分類	中分類	業種名	等級
13	07	サービス業種その他 (ソフトウェア開発)	AA

(5) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。

(6) I S M S（情報セキュリティマネジメントシステム）、I S O 9001 及びプライバシーマーク認証を取得していること。

(7) 複数の都道府県、政令指定都市又は中核市で生活保護システムの導入業務の実績を有すること。

5 当該業務委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県福祉労働部保護・援護課保護医療係（県庁行政棟 2 階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3295（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5 の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和 8 年 3 月 10 日（火曜日）から令和 8 年 3 月 23 日（月曜日）までの県の休日を除

く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分を除く。） 5 の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）からダウンロードすることにより入手することができる。

9 入札説明会の開催

開催しない。

10 入札参加申請書及び総合評価のための提案書の提出期限等

(1) 提出期限

ア 入札参加申請書

令和 8 年 3 月 24 日（火）午後 5 時 00 分まで

イ 総合評価のための提案書

令和 8 年 4 月 6 日（月）午後 5 時 00 分まで

(2) 提出場所

5 の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）、郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）又は電子メールで行う。

(4) その他

ア 入札参加の申請をしない者は、本件入札に参加することができない。

イ 提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出された提案書等は、返却しない。

エ 提出に係る詳細については、入札説明書を参照すること。

11 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法等

(1) 提出場所

5 の部局とする。

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 12 日（火）午後 5 時 00 分まで

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

なお、入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「5 月 13 日開封福岡県生活保護標準準拠システム構築業務委託の入札書在中」と朱書きしなければならない。郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「5 月 13 日開封福岡県生活保護標準準拠システム構築業務委託の入札書在中」と朱書きしなければならない。

(4) 注意事項

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札をもって行うので、入札に参加する者は、別記様式 2 「入札参加申請書」、「担当者届」を令和 8 年 3 月 24 日（火曜日）午後 5 時までに、総合評価のための提案書等を令和 8 年 4 月 6 日（月曜日）午後 5 時までに提出しなければならない。

イ 入札は、別記様式 3 「入札書」を用いて入札することとする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する額を入札書に記載すること。

エ 入札書の記名・押印は、本県に登録している代表者本人（以下「入札者」という。）の氏名を記載し、代表者の印鑑を押印すること。

なお、入札手続きを入札者以外の者が行う場合は、別記様式 4 「委任状」を提出し、入札者の記名・押印は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の氏名を記載し、代理人の印鑑（私印）を押印すること。

オ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

カ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

キ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札

を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

12 開札の日時、場所及び方法等

(1) 日時

令和 8 年 5 月 13 日（水）午後 3 時 00 分

(2) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県庁行政棟地下 1 階南棟西側 福祉労働部会議室

(3) 方法

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者がない場合の措置

開札の結果、落札者がない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 8 の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合であって、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

13 入札保証金

見積金額（入札書に記載する入札金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した額）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

(1) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額 100 分の 5 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約（見積金額の 2 割超）の履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12 の (4) により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、こ

れに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が 13 の (1) に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加者資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定の方法

落札者は、「落札者決定基準」に従い決定する。

(1) 提案書評価による「技術点」と、入札価格評価による「価格点」の合計点が最も高い者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当した者は失格とし、次点の者をもって落札者とする。

ア 「技術点」のうち「機能点」に係る機能要件一覧への対応状況に 1 項目でも「対応不可」の項目があった者

イ 「技術点」のうち「機能点」が 175 点に満たない者

ウ 「技術点」のうち「提案点」に係る提案内容のうち、「落札者決定基準」の別紙「評価項目表」に係る「重要」項目について、「D ランク」の評価が 1 項目でもあった者

エ 「提案点」が 200 点に満たない者

オ 予定価格を超える入札価格により入札した者

(2) 最高得点者が 2 人以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。さらに技術点と同じ者が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ

るものとする。

(3) 評価結果の通知期限及び通知方法は、次のとおりとする。

ア 通知期限：令和 8 年 5 月 14 日（木）

イ 通知方法：全ての入札書提出者に書面により通知する。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。

(2) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

17 Summary

(1) The name of contract matter

Business consignment contract of the construction for Standard-compliant Public Assistance System.

- The details are described in the manual of this tender.

(2) Contract Period

From the date of contract conclusion to 31 March, 2028

(3) Delivery Location

Please find attached information for public tender

(4) Time Limit of Tender

5 : 00 P. M. 12 May, 2026

(5) Contact Point for Notice

Social Services and War Victims' Relief Division, Fukuoka Prefectural Office,
7 - 7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan

TEL 092-643-3295

FAX 092-643-3306

公告

介護保険法第69条の39に基づく介護支援専門員の登録の消除に係る処分基準の一部改正案について、令和 7 年 12 月 23 日から令和 8 年 1 月 30 日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和 8 年 2 月 24 日に公布しました。

令和 8 年 3 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室

電話：092-643-3327

メールアドレス：k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字西2578番1、2578番3及び2585番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区六本松三丁目10番50-302号

山田 宗和

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年

福岡県規則第43号) 第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 3 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

福岡広域都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 宗像市に係るもの

ア 日時

令和 8 年 4 月 10 日 (金曜日) 午後 1 時から午後 2 時まで

イ 場所

宗像市役所 本館103A会議室 (宗像市東郷一丁目 1 番 1 号)

(2) 古賀市に係るもの

ア 日時

令和 8 年 4 月 9 日 (木曜日) 午後 2 時から午後 3 時まで

イ 場所

古賀市役所 第 2 庁舎 3 階 302 会議室 (古賀市駅東一丁目 1 番 1 号)

(3) 篠栗町に係るもの

ア 日時

令和 8 年 4 月 7 日 (火曜日) 午後 1 時から午後 2 時まで

イ 場所

篠栗町役場 2 階大会議室 (糟屋郡篠栗町中央一丁目 1 番 1 号)

(4) 新宮町に係るもの

ア 日時

令和 8 年 4 月 15 日 (水曜日) 午後 1 時から午後 2 時まで

イ 場所

新宮町役場 3 階大会議室 (糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目 1 番 1 号)

(5) 粕屋町に係るもの

ア 日時

令和 8 年 4 月 8 日 (水曜日) 午後 1 時から午後 2 時まで

イ 場所

粕屋町役場 2 階大会議室 (糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 1 番 1 号)

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 福岡広域都市計画区域区分の変更の案の概要

市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(2)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

(2) 閲覧

令和 8 年 3 月 11 日 (水曜日) から同月 24 日 (火曜日) までの間、福岡県建築都市部都市計画課、宗像市都市再生部都市計画課、古賀市建設産業部都市整備課、篠栗町都市整備課、新宮町都市整備課及び粕屋町都市計画課において公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和 8 年 3 月 24 日 (火曜日) (必着) までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書 (様式) は、3 の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の 30 分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課 (福岡市博多

区東公園7番7号 電話092-643-3711) に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和8年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

北九州広域都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和8年4月16日（木曜日）午後2時から午後2時30分まで

(2) 場所

苅田町立中央公民館（京都郡苅田町京町二丁目5番）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 北九州広域都市計画区域区分の変更の案の概要

市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(2)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

(2) 閲覧

令和8年3月11日（水曜日）から同月24日（火曜日）までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び苅田町都市計画課において公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和8年3月24日（火曜日）（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和8年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

北九州広域都市計画臨港地区

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和8年4月16日（木曜日）午後2時30分から午後3時まで

(2) 場所

苅田町立中央公民館（京都郡苅田町京町二丁目5番）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 北九州広域都市計画臨港地区の変更の案の概要

臨港地区の区域を、(2)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

(2) 閲覧

令和8年3月11日（水曜日）から同月24日（火曜日）までの間、福岡県建築都市

部都市計画課及び苅田町都市計画課において公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和 8 年 3 月 24 日（火曜日）（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3 の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の 30 分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園 7 番 7 号 電話 092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和 45 年福岡県規則第 43 号）第 3 条第 1 項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 3 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

大牟田都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和 8 年 4 月 17 日（金曜日）午後 6 時から午後 7 時まで

(2) 場所

大牟田文化会館 第 1 研修室（大牟田市不知火町二丁目 10 番 2 号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 大牟田都市計画区域区分の変更の案の概要

市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(2)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

(2) 閲覧

令和 8 年 3 月 11 日（水曜日）から同月 24 日（火曜日）までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び大牟田市都市整備部都市計画・公園課において公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和 8 年 3 月 24 日（火曜日）（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3 の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の 30 分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園 7 番 7 号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
柳川みやま土地改良区	令和8年2月26日

公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、土地立入りの許可をしたので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和8年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 起業者の名称

九州電力送配電株式会社

2 事業の種類

中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画のうち、特別高圧送電線路525kV中国九州間直流送電線新設工事及び特別高圧送電線路500kV九州側交流送電線新設並びに関連工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

宮若市倉久字六反坪、字石原、字清水、字壁ノ内、字椎ノ木、字重見、字大石ヶ浦、字幸ノ浦、字柳原、字住ヶ坂、字猪ノ谷、字山神及び字大谷地内

宗像市富地原字山神及び字七夕、武丸字峠、字原田、字柳ヶ谷、字庄田及び字折口並びに吉留字妙見、字長谷、字大古野、字金山、字宮添、字花房、字ヨゼン、字宮ノ浦、字宮ノ尾、字河口、字雨ヶ頭、字雨頭、字和田、字平田、字堤ノ谷、字山田、字

柿、字猿田前、字丸山、字平原、字関坂、字西尾谷、字高六、字山神、字向へ、字下丸山、字上丸山、字保場、字舟木、字水上、字西高六、字榎ヶ浦、字七反田、字山ノ口、字安倉、字陣屋、字釈地、字白岩、字浦ノ頭及び字神田地内

4 立ち入ろうとする期間

令和8年3月25日から令和9年3月24日まで

公安委員会

福岡県公安委員会告示第54号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、地方自治法に基づく審査基準の一部を改正したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和8年3月10日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の施行等に伴い、所要の規定の整理をしたものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 基準の施行の日

令和8年4月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許試験課試験管理係に備え置く。

福岡県公安委員会告示第55号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（

平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。) 第 2 条の規定により、次のように公示する。

令和 8 年 3 月 10 日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第 84 条第 3 項及び第 4 項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第 4 条第 1 項又は同条第 2 項に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和 8 年 4 月 13 日 (月曜日) 午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目 4 番 27 号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	/
令和 8 年 4 月 14 日 (火曜日) 午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで			
令和 8 年 4 月 20 日 (月曜日) 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで	技能	福岡市南区花畑四丁目 8 番 1 号 マイマイスクール花畑	普通、大型二輪、 普通二輪及び普通 第二種免許
令和 8 年 4 月 21 日 (火曜日) 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで		北九州市八幡西区御開三丁目 38 番 1 号 八幡自動車学校	大型、中型、準中 型、大型特殊及び 牽引免許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真を貼付したもの)
- 審査自動車を運転することができる運転免許証 (仮運転免許証を除く。) 両

面の写し

なお、免許情報記録個人番号カードによる場合は、これを提示すること。

○ 次の表に掲げる審査手数料 (福岡県領収証紙によること。)

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,750 円
普通免許	19,800 円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,450 円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	22,200 円

○ 規則第 17 条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、110 円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和 8 年 3 月 30 日 (月曜日) まで (福岡県の休日を定める条例 (平成元年福岡県条例第 23 号) に規定する県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和 8 年 3 月 30 日 (月曜日) までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 審査を受ける際は、運転免許証 (仮運転免許証を除く。) 又は免許情報記録個人番号カードを携帯しておくこと。

(2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に

係る技能検定員資格者証を受けていること。

- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

警察本部

福岡県警察本部告示第16号

筑豊自動車運転免許試験場技能試験コースの使用許可手続等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月10日

福岡県警察本部長 住友 一仁

筑豊自動車運転免許試験場技能試験コースの使用許可手続等に関する規程の一部を改正する告示

筑豊自動車運転免許試験場技能試験コースの使用許可手続等に関する規程（平成28年福岡県警察本部告示第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号ウ中「準中型自動車、普通自動車、」を削り、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 準中型自動車及び普通自動車 17歳6か月

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。